

いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止等の基本的な方針

1 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、世田谷区、その他の関係機関が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

いじめを見落とすことがないよう、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。なお、いじめられた児童・生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築くことができたりした場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。そこで、世田谷区立烏山北小学校では、いじめ防止対策推進法（25.9.28 施行）を受け、人権教育の推進に向けて、以下に示す方針、考え方で子どもが安心して学べる学校づくりを組織的に進める。

第2 いじめ防止等の具体的な対策

1 学校において実施する施策

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうるものである。また、多くの児童・生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにしてことや、被害児童・生徒に対しては見守りを行うなど、徹底して守り通すことが大切である。これらの認識のうえで、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関等の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

（1）いじめの未然防止

すべての児童・生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、教職員が児童・生徒の多様性を認めることで、すべての児童・生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取組を推進する。また、いじめが生まれにくい環境づくりにつながるよう、すべての教育活動を通じて、人権教育、道徳教育及び体験・体感活動の充実を図り、児童・生徒が自らいじめの問題について考える主体的な活動を推進する。

こういった考えのもと、本校では以下のことを取り組み、いじめの未然防止に努めていく。

① 教師の指導力の向上

i 教師の人権感覚を高める

- ・子どもの人格を大事にする温かい言葉遣い、呼名、文章表現
- ・公平公正な姿勢・個人情報、プライバシーの保護

ii 教師のいじめを見抜く目を養う

東京都教育委員会「いじめ総合対策」の「教職員向けチェックリスト」に基づき、年間を通じて校内委員会や夕会等で子どもの状況を組織として定期的に確認する活動を通して、いじめに対応する目や感覚を養う。また、SNS等を通したいじめについてもアンテナを高くする。

② 子どもの集団づくり・・・集団に「支持的風土」をつくる

i 子どもの人間関係づくり *自己肯定感をはぐくむ

- ・いじめを許さない気持ちや態度をはぐくむ授業（特別の教科道徳）の実施
- ・自己有用感をはぐくむための年間をとおした異年齢集団活動（青がし活動）の実施
- ・普遍的な視点（人権尊重の理念にかかわる学習）、個別的な視点から各教科等を通して行う人権教育
- ・健全なリーダーの育成（正義感をもって集団をリードすることのできる子どもの育成）

ii 子どもの居場所づくり

- ・気持ちよく生活するための最低限の授業（生活）ルールの確立
- ・挨拶、机の整頓、姿勢、返事、学級内の環境整備
- ・互いの思いや意見を伝え合うことができる支持的風土（互いを認め合える）の確立
- ・一人一人の子供の発言に対する受容的な姿勢

iii 子どもの環境づくり

- ・授業を中心とした話し方、聞き方の指導
- ・友達を認めたり、他者への感謝の意を伝えたりする活動の実施

③ 児童会活動の活用

- ・いじめ防止に向けた全校的な取組（標語づくり、発表集会など）
- ・児童会によるいじめ防止に向けた宣言づくり等

④ 朝会等を活用した校長や教職員からの指導

- ・鳥山北小学校のいじめ対応に対する考え方、姿勢の周知
- ・法的な視点からのいじめ問題の指導
- ・学校公開時を活用した専門家によるネットいじめに関する指導

（2）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は児童・生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童・生徒との信頼関係などを高めていくとともに、定期的なアンケート調査や全員面接の実施等によるいじめの実態等を把握するための取組や、学校における教育相談体制の充実を図る。また、チェックリストを作成・共有して校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、背景にある事情の把握に努め、些細な兆候であっても、いじめでないのかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。本校ではいじめ防止強化月間（6月、11月、2月）を設定し、アンケートの結果をふまえた担任または学年全体での指導を徹底していく。

(3) いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的かつ迅速に対応していく。

(4) いじめを認知した場合の基本的な対応

- ① 当該の子どもの話を十分に聞き取りながら、その不安や辛さ、苦しみ等の心情を受け止め、改めて鳥山北小学校のすべての教員で支えることを当該の子どもに伝える。保護者への連絡も隨時行う。
- ② 全教職員間で情報を共有し、組織としての対応策を協議し確認する。

〔校内いじめ対策委員会〕

特別支援校内委員会（月1回）、児童理解夕会（週1回）、生活指導部会（月1回）に校内いじめ対策委員会の機能をもたせ、子どもについての情報共有をする

〔特設いじめ対策委員会〕

管理職、生活指導主任、特別支援コーディネーター、SCなどの関係者で必要に応じて開催し、対応策を検討する。

〔いじめ対策委員会〕

学校運営委員会（有識者、地域関係者、保護者、元PTA関係者等）と兼ねて月1回実施し、必要に応じて子どもの情報共有や対応策について協議する。

- ③ 直接関与している子どもや状況を知り得る可能性のある子ども一人一人から聞き取りを行い、事実確認を行う。
- ④ いじめに関与した子どもへの指導を担任、学年を中心に行い、状況に応じて管理職も指導に加わる。その際、傍観者となっていた子どもについても、いじめを止めるための行動を起こすことの重要性を指導し、当該の子ども及びいじめに関与した子どもの保護者に状況を説明する。
- ⑤ 当該の子どもに対する謝罪を、いじめに関与した子ども、および状況に応じて双方の保護者も含めて行う。
- ⑥ 当該の子どもや保護者の意向を踏まえつつ、学級、学年、全校への指導を行う。
- ⑦ 謝罪をしたことで解決したと思わず、真にいじめの解消に至るまで、当該の子どもの状況を全教員で継続的に見守るとともに保護者にも状況を確認する。

※いじめの状況、対応の状況、その後の状況等については、いじめ認知時から時系列で記録し、隨時、教育委員会に報告する。

※いじめに関与した子どもの状況が、指導後も改善されない場合には再度保護者へ改善への協力を求めると共に別室指導も検討する。暴力や恐喝等の事例に関しては、警察や児童相談所との連携を図る。

(5) 家庭や地域、関係機関等との連携

いじめの要因は様々であり、学校内外を問わず起き得ることを踏まえ、校内組織としての「校内いじめ対策委員会」（校内委員会）を中心に関連機関や児童相談所との連携を図る。また、必要に応じて第三者も含む「いじめ対策委員会」を開催し、組織として迅速にいじめ問題の改善、解決を図る。また、子どもの人間関係を継続的に見ていくために、幼稚園や保育園、中学校などの異校（園）種間との情報共有を行う。

(6) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等に実効的に取り組む組織（烏山北小学校いじめ防止等委員会）を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。また、この委員会は、校長、副校長、生活指導主任や教職員やスクールカウンセラー、養護教諭等で構成する。なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は、些細な兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する。

2 本校に係る重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・ いじめられた児童・生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。